

区内居宅訪問型保育事業者（個人） 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長
渡邊 政基

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和 2 年 3 月 9 日 31 世保認調第 1236 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号の規定により、罰則が適用される場合があります。

記

1 提出物

(1) LoGo フォーム上で入力

<提出用 LoGo フォーム>

以下のリンクから回答を入力の上、必要な添付書類をアップロードしてください。

★URL：<https://logoform.jp/form/JqMJ/1150347>



(2) 添付書類（下記該当がある書類の写しをアップロードしてください）

必要書類	部数
① 有資格者（保育士、看護師、准看護師）の資格が確認できる書類の写し	各 1 部
② ①の資格がない方で、以下の研修修了者は、当該研修の修了証書の写し ・ 居宅訪問型保育研修（基礎研修） ・ （公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修 ・ （公社）全国保育サービス協会の「認定ベビーシッター」の資格取得に関する科目の履修 ・ 子育て支援員研修（地域保育コースに限る） ・ 家庭的保育者等研修（基礎研修） ・ 基準で定めるその他の研修 （都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む）	
③ ①②の対象以外で、その他の研修修了者は、直近の研修の受講状況がわかる書類（受講証の写し等）	
④ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）	
⑤ パンフレット、料金表等（作成している場合のみ）	

2 基準日

令和8年10月1日

※10月1日が休業日となる場合は、翌営業日を基準日としてご記入ください。

3 提出期限

令和8年10月30日（金）（電子申請・郵送必着）

4 その他

※提出方法について、原則、LoGo フォームによる電子申請をご利用ください。

電子申請ができない場合は、区ホームページに掲載の「別記第4号様式の2②」

を作成した上で添付書類とともに、担当までご郵送ください。

その際、封筒の表面に「運営状況報告書在中」とご記載ください。

【ページID：27748】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/27748.html>

<ページID:27748>



※届出内容について以下の場合は世田谷区ホームページより別途速やかに届けてください。

【ページID：1596】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1596.html>

（1）届出事項に変更が生じた場合

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
- ⑥ その他の事項

<ページID：1596>



（2）休止中または廃止済みの場合

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（届出）

電話 03（5432）2224